

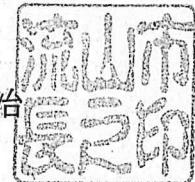
第4号様式

流保育第2160号
令和5年3月27日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長

井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第122号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和5年2月16日・流監第122号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
子ども家庭部保育課	意見	随意契約に際し徴すべき見積書数に不足が生じているものがあった。規則等に基づく適正な事務執行に努められたい。	随意契約の適正な事務執行するために、見積業者選定基準等を職員に周知するとともにチェック表を作成し、職員の知識向上及び確認機能の強化を図りました。今後は、担当者及び決裁者は、チェック表で確認後に押印する体制を構築し、組織として適正な事務執行に努めてまいります。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。